

## 調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1016 (2018.10.16)

# 諸外国における犬猫の販売規制

## —アメリカ、イギリスの動向—

はじめに

### I アメリカにおける犬猫の販売に関する規制

- 1 犬猫の販売に関する許可制度
- 2 幼齢犬猫の販売規制
- 3 連邦レベルの規制の在り方に関する議論
- 4 州又は自治体におけるペットショップ販売規制

### II イギリスにおける犬猫の販売に関する規制

- 1 ペット販売規制の現状と問題点
- 2 イングランドにおける許可制度の改正
- 3 イングランドにおけるペットショップ規制の強化

おわりに

キーワード：動物福祉、ペットショップ、繁殖業者、許可制度、殺処分

- ペットショップなどでの犬猫の販売をめぐるのは、悪質な繁殖業者から仕入れた犬猫の販売や、販売目的で幼齢の犬猫が母犬・母猫から引き離される、といった動物福祉に関わる懸念がかねてから存在する。
- アメリカでは、一部の州や自治体で、ペットショップでの犬猫販売が禁じられており、その範囲は拡大しつつある。イギリスでもイングランドにおいて、幼齢の犬猫をペットショップで販売することを禁じる新たな規制が導入されつつある。
- 規制の強化によって動物福祉の向上や殺処分の抑制が期待されるものの、規制の強化に見合った取締りが伴わなければ期待される効果は得られない。規制当局の執行能力とのバランスを考慮する必要がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

農林環境課長 えんどう まさひろ 遠藤 真弘

第1016号

## はじめに

ペットショップなどでの犬猫の販売をめぐるのは、劣悪な環境で繁殖を行う繁殖業者<sup>1</sup>がその供給源になっている、犬猫が幼齢のうちに母犬・母猫から引き離されることにより健康上、行動上の問題が生じやすい、といった動物福祉に関わる懸念がかねてから存在する。

近年、アメリカやイギリスでは、犬猫の販売に関する規制を強化する動きが見られる。特に、ペットショップで犬猫（又は幼齢の犬猫）の販売を禁じる動きが目立っている。これが実施された場合、犬猫を入手するには、繁殖業者から直接購入するか、動物保護施設<sup>2</sup>から譲渡を受ける必要がある。こうした政策は、消費者が繁殖業者を訪れて飼育状況を直接確認するなど十分な情報に基づく慎重な購入を促すことで、健康や行動に問題のある犬猫の購入や衝動買いを抑制し、他方、動物保護施設では犬猫の譲渡を増やして施設のスペースを確保することにより、殺処分<sup>3</sup>の防止につながるものと期待されている。

本稿では、アメリカとイギリスにおける犬猫の販売に関する規制について、特に、許可制度、幼齢動物の販売規制、ペットショップでの犬猫販売規制に注目し、その最近の動向を紹介するとともに、こうした規制をめぐる議論についても取り上げる。

## I アメリカにおける犬猫の販売に関する規制

### 1 犬猫の販売に関する許可制度

アメリカでは、連邦法である動物福祉法<sup>4</sup>が、動物の人道的な扱いについて規定し、動物福祉規則<sup>5</sup>（以下「連邦規則」という。）がその具体的な基準（飼養施設の基準等）を定めている。連邦規則が定める基準は、動物福祉を満たすために必要な最低限のものと位置付けられており、これを順守しなければ、動物取扱業の許可（license）を受けることができない。ただし、ペットショップと繁殖業者の一部は、連邦規則に基づく許可の対象から除外されている<sup>6</sup>。

ペットショップ（retail pet stores）の営業については、許可を受ける必要はない。ただし、オンライン販売など非対面販売の場合は、許可を受ける必要がある。これは、オンライン販売などの普及により、健康や行動に問題のある犬猫等をそうとは知らずに購入してしまう問題が生じたことから、これに対処するため、2013年にペットショップの定義から、ペットの非対面販売、すなわち販売の際、販売者、購入者及び当該ペットが物理的に同じ場所に存在せず、購

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月3日である。

<sup>1</sup> アメリカではパピーミル（puppy mill）、イギリスではパピーファーム（puppy farm）と呼ばれることが多い。

<sup>2</sup> 捨て犬・猫等を保護し、新たな飼い主の斡旋等を行う施設。自治体や民間動物保護団体などが運営している。

<sup>3</sup> アメリカ、イギリスの動物保護施設では、捨て犬・猫を受け入れるスペースに空きがないなどの理由で、健康な犬猫が殺処分されている。詳しくは、遠藤真弘「諸外国における犬猫殺処分をめぐる状況—イギリス、ドイツ、アメリカ—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』830号、2014.9.16。<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8748098\\_po\\_0830.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8748098_po_0830.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>4</sup> Animal Welfare Act, 7 U.S.C. §§ 2131-2159.

<sup>5</sup> Animal Welfare Regulations, 9 C.F.R. §§ 1.1-4.11.

<sup>6</sup> USDA, “Licensing and Registration Under the Animal Welfare Act: Guidelines for Dealers, Exhibitors, Transporters, and Researchers,” 2018.9, pp.9, 11. <[https://www.aphis.usda.gov/animal\\_welfare/downloads/aw/awlicreg\\_gray-book.pdf](https://www.aphis.usda.gov/animal_welfare/downloads/aw/awlicreg_gray-book.pdf)>

入予定者が購入前に犬猫等の実物を観察できない場合の販売者が除かれたためである<sup>7</sup>。

ペットショップなどに犬猫等を卸す繁殖業者の営業については、許可を受ける必要がある。ただし、小規模な繁殖業者（繁殖用メスの保有頭数が4頭以下であり、かつその繁殖用メスから生まれた犬猫等のみを販売する繁殖業者）は適用除外とされ、許可を受ける必要がない。

いずれにしても、アメリカの連邦規則において、ペットショップや繁殖業者（許可が必要な者は許可を受けた場合）が犬猫を販売することは可能である<sup>8</sup>。ただし、後述するように、州や自治体によっては、犬猫の販売規制が行われている。

## 2 幼齢犬猫の販売規制

アメリカの連邦規則は、生後8週間に満たない又は乳離れしていない犬猫を、商業目的で輸送することや輸送業者に引き渡すことを禁じている（登録された研究施設への輸送を除く。）<sup>9</sup>。ただし、これは幼齢犬猫の販売を直接禁じるものではない。

しかし州レベルでは、幼齢犬猫の販売等を直接禁じる規制が導入されている。ミシガン州立大学の調査によれば、全米50州のうち半数の25州において、こうした規制が導入されているが、その内容は州によって異なっている（表1。州別の詳細は付表参照）。

表1 アメリカ25州における幼齢犬猫の販売規制の概要（2018年9月現在）

|       |  |
|-------|--|
| 犬猫の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・17州は犬と猫の両方を、8州は犬のみを対象としている。</li> <li>・22州は生後8週間未満、3州は生後7週間未満の犬猫を対象としている。</li> <li>・生後の期間に加え、乳離れしていない犬猫を対象としている州もある。</li> </ul>   |
| 規制対象者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットショップのみとする州、繁殖業者を含めた犬猫の販売者とする州、動物保護施設を対象とする州、規制対象を限定しない州など多様である。</li> <li>・ペットショップや繁殖業者について、販売頭数や保有頭数が一定以上である者に限って規制の対象としている州がある。</li> </ul>                                   |
| 禁止行為  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売のみを禁じる州、販売に加えて譲渡、引取りなども禁じる州、販売目的で母犬猫から引き離すことを禁じる州、母犬猫を伴わずに州内に持ち込むことを禁じる州など多様である。</li> </ul>  |
| 罰金等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・罰金、制裁金又は有期刑の規定を設けている州と、そうした規定を設けていない州がある。</li> <li>・罰金又は制裁金の額を1,000ドル以下とする州、500ドル以下とする州、それ以外の金額を規定している州がそれぞれ複数ある。</li> <li>・罰金又は制裁金の額を初回と2回目以降に分け、2回目以降をより重くしている州がある。</li> </ul> |

（出典）Rebecca F. Wisch, “Table of State Laws Concerning Minimum Age for Sale of Puppies,” 2017. Michigan State University Animal Legal & Historical Center Website <<https://www.animallaw.info/topic/table-state-laws-concerning-minimum-age-sale-puppies>> 及び各州の法令を基に筆者作成。

このように、アメリカにおいて、連邦レベルで幼齢犬猫の販売を直接禁じる規制はなく、25州で幼齢犬猫の販売等が禁じられているものの、その規制内容は州によって様々であり、統一的な基準が見られるわけではないのが実情である。

<sup>7</sup> “USDA Restores Important Check and Balance on Retail Pet Sales to Ensure Health, Humane Treatment,” 2013.9. USDA Website <[https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/news/sa\\_by\\_date/sa\\_2013/sa\\_09/ct\\_retail\\_pet\\_final\\_rule](https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/news/sa_by_date/sa_2013/sa_09/ct_retail_pet_final_rule)>

<sup>8</sup> ペットショップや繁殖業者の許可制度については、ここで紹介した連邦レベルの制度に加え、州や自治体が独自の制度を設けている場合がある。

<sup>9</sup> 9 C.F.R. § 2.130.

### 3 連邦レベルの規制の在り方に関する議論

アメリカを代表する民間動物保護団体である全米人道協会 (Humane Society of the United States: HSUS)、米国動物虐待防止協会 (American Society for the Prevention of Cruelty to Animals: ASPCA) などは、USDA による規制執行の実態に厳しい目を向けている。例えば、USDA による繁殖業者などに対する取締りが不十分である、規制の執行能力や情報公開に不備があるといった指摘を行っている<sup>10</sup>。

他方、連邦規則を所管するアメリカ農務省 (United States Department of Agriculture: USDA) は、今後の規則改正において、小規模事業者を適用除外とする原則 (de minimis rule) を追求するとしている<sup>11</sup>。これは、規制の対象を大規模な事業者に絞ることによって、動物福祉のリスクが高いところに規制当局の限られた資金・要員を集中させることを意図したものである。

また、USDA は、許可業者に対して自ら実施している査察 (inspection) の合理化に向け、第三者機関による査察・認証を導入すべきかどうかについて、広く意見を聴取した<sup>12</sup>。これは、許可業者が第三者機関による査察を受け、法令を順守していると認証された場合、USDA はこれを考慮して自ら行う査察の回数を減らすというものである。意見聴取の結果、規制の執行能力を補うために第三者査察・認証を導入すべきという意見はあったものの、意見の大部分は第三者査察・認証を支持していなかったとして、USDA はこれを導入せず、引き続きリスクの高さに応じた規制を行うこととしている<sup>13</sup>。加えて、品質の高い査察、自主的取組の支援、学習機会の提供等を行うことによって法令の順守を促進したいとする意向も示している<sup>14</sup>。

## 4 州又は自治体におけるペットショップ販売規制

### (1) ペットショップ販売規制の背景

ペットショップ販売規制は、商業目的で繁殖した犬猫等をペットショップで販売することを禁じる政策である。ただし、通常、動物保護施設から入手した犬猫等は販売禁止の対象から除かれる。この政策は、後述するように州や自治体で普及しつつある。

普及の背景の一つに、連邦による規制が不十分であり、劣悪な環境で犬猫を繁殖している悪質な業者が野放しになっているとの現状認識がある。例えば、連邦規則が定める基準は最低限のものにすぎない、悪質な繁殖業者に関する USDA からの情報提供が不十分であるといった指摘がある<sup>15</sup>。なお、動物保護施設から入手した犬猫を対象から除いているのは、スペースに余裕のない動物保護施設の入居頭数を減らすことも、政策の主な目的とされているためである。

<sup>10</sup> “USDA Enforcement of Animal Welfare Act Hits a New Low,” 2018.8.10. ASPCA Website <<https://www.aspc.org/news/usda-enforcement-animal-welfare-act-hits-new-low>>; “Petitioners to USDA: Make animal welfare records public again,” 2017.6.7. HSUS Website <[http://www.humanesociety.org/news/press\\_releases/2017/06/petitioners-to-usda-make-records-public-060717.html?credit=web\\_id86162527](http://www.humanesociety.org/news/press_releases/2017/06/petitioners-to-usda-make-records-public-060717.html?credit=web_id86162527)>

<sup>11</sup> Bernadette Juarez, “The Animal Welfare Act: Celebrating 50 Years of Regulatory Protection, Enforcement, and Education,” *Administrative & Regulatory Law News*, 41(4), Summer 2016, p.15.

<sup>12</sup> “Third-Party Inspection Programs Under the Animal Welfare Act; Public Meetings,” *Federal Register*, Vol.83 No.14, 2018.1.22, pp.2959-2960. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-01-22/pdf/2018-00966.pdf>>

<sup>13</sup> “USDA Announces It Will Not Recognize Third-Party Inspections and Certifications,” 2018.5.25. <<https://content.govdelivery.com/accounts/USDAAPHIS/bulletins/1f27bf1>>

<sup>14</sup> *ibid.*

<sup>15</sup> “FACT SHEET: AB 485 (O’Donnell and Dababneh) Pet Rescue and Adoption Act,” 2017.8.28, p.1. California State Assemblymember Patrick O’Donnell Website <<https://a70.asmdc.org/sites/a70.asmdc.org/files/pdf/AB-485-Fact-Sheet.pdf>>

## (2) ペットショップ販売規制の導入状況

アメリカの一部の自治体（郡又は市町村）では、条例を定めて、ペットショップ販売規制を実施している。こうした条例は、ニューメキシコ州のアルバカーキ市（2006年）において初めて制定された後、ロサンゼルス（2012年）、シカゴ（2014年）、ボストン（2016年）、サンフランシスコ（2017年）といった大都市でも制定されている。2018年9月現在、制定済みの自治体数は278に達しており<sup>16</sup>、その数は今後さらに増加することが見込まれる。

また、カリフォルニア州は、2017年10月に州法<sup>17</sup>を制定し、ペットショップが犬猫等（動物保護施設から入手した犬猫等を除く。）を販売することを禁じた（2019年1月から施行）。違反した場合、500ドルの制裁金が科せられる。これは、州レベルでペットショップ販売規制を導入した全米初の事例である。その後、メリーランド州も2018年4月に州法<sup>18</sup>を制定し、ペットショップが犬猫を販売することを禁じた（2020年1月から施行）。違反した場合、1,000ドル以下<sup>19</sup>の制裁金が科せられる。

ペットショップ販売規制を導入した自治体数は、アメリカの全自治体数の中ではわずかな割合にすぎない。しかしながら、上で述べたように、一部の州においても同様の政策を導入する動きが始まっていることから、今後の動向が注目される。

## (3) ペットショップ販売規制をめぐる論争

ペットショップ販売規制は、民間の動物保護団体などが長年にわたり推進してきた。彼らは、ペットショップが繁殖業者から仕入れた犬猫を販売できないようにして、悪質な繁殖業者に打撃を与えるとともに、動物保護施設の犬猫を消費者に提供すべきであると主張している<sup>20</sup>。

これに対し、ペット業界などは、こうした規制をすれば、消費者は許可を受けた質の高い繁殖業者から仕入れた犬猫を購入できなくなるほか、どのように生まれ育ったか分からない動物保護施設の犬猫を提供することは消費者保護の観点から好ましくないなどと反論している<sup>21</sup>。

では、ペットショップが販売できる犬猫を、USDAの許可を受けた繁殖業者から入手した犬猫に限ってはどうか。実は、一部の州では既にそうした規制が導入されている<sup>22</sup>。ところが前述したように、USDAの許可制度は小規模の繁殖業者を適用除外としているため、小規模の繁殖業者は、たとえ動物福祉の水準が高くてもUSDAの許可が受けられず、ペットショップに犬猫を卸すことができないという矛盾が生じてしまうのである<sup>23</sup>。

<sup>16</sup> “Jurisdictions with Retail Pet Sale Bans.” Best Friends Animal Society Website <<https://bestfriends.org/resources/jurisdictions-retail-pet-sale-bans>>

<sup>17</sup> “Assembly Bill No.485,” approved by Governor on October 13, 2017. California Legislative Information Website <[https://leginfo.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill\\_id=201720180AB485](https://leginfo.ca.gov/faces/billPdf.xhtml?bill_id=201720180AB485)>

<sup>18</sup> “House Bill 1662,” approved by Governor on April 24, 2018. General Assembly of Maryland Website <<http://mgaleg.maryland.gov/2018RS/bills/hb/hb1662E.pdf>>

<sup>19</sup> 繰り返し違反した場合は5,000ドル以下。

<sup>20</sup> 例えば、“California Becomes First State in U.S. to Ban Sale of Puppy Mill Dogs in Pet Stores,” 2017.10.14. ASPCA Website <<https://www.aspc.org/about-us/press-releases/california-becomes-first-state-us-ban-sale-puppy-mill-dogs-pet-stores>>

<sup>21</sup> 例えば、ペット産業合同諮問委員会（Pet Industry Joint Advisory Council: PIJAC）の発表。“Pet care advocates: California governor’s signature puts businesses, pet lovers at risk,” 2017.10.13. PIJAC Website <<http://www.pijac.org/press/pet-care-advocates-california-governor%E2%80%99s-signature-puts-businesses-pet-lovers-risk>>

<sup>22</sup> 例えば、コネチカット州がこのような規制を導入している。Conn. Gen. Stat. § 22-354(b).

<sup>23</sup> Nancy E. Halpern, “Impact of the USDA-APHIS Final Rule, “Thresholds for De Minimis Activity and Exemptions From Licensing Under the Animal Welfare Act”-PART ONE,” 2018.6.11. Fox Rothschild LLP Website <<https://animallaw.foxrothschild.com/2018/06/11/impact-of-the-usda-aphis-final-rule-thresholds-for-de-minimis-activity-and-exemptions-from-licensing-under-the-animal-welfare-act-part-one/>>

#### (4) ラスベガス市のペットショップ規制

こうした論争が続く中、ラスベガス市（ネバダ州）が興味深い動きを見せている。同市は、2016年にペットショップ販売規制を導入する条例を制定したが<sup>24</sup>、その後の選挙で市議会議員が入れ替わった影響もあり、同条例は施行前の2017年に廃止され<sup>25</sup>、ペットショップにおける犬猫等の販売は継続されることになった。ところが2018年6月、同市は、従来のペットショップ販売規制とは異なる新たなペットショップ規制を導入する条例を制定した（表2）。新しい条例は、ペットショップに犬猫の仕入先を報告させ、市自らペットショップに対して運営状況の査察等を行うことにより、ペットショップの仕入先となる繁殖業者の透明化を図るものであり、導入後の成果が注目される。

表2 ラスベガス市における新たなペットショップ規制の概要（2018年6月制定）

|           |  |
|-----------|--|
| 市の許可      | 犬猫を扱うペットショップ、繁殖業者が市内で営業する場合、市の営業許可（license）を保持しなければならない（第6.98.020条）。ペットショップは、（営業許可とは別に）市の販売許可証（permit）を得なければ、市内で犬猫を販売することができない（第7.42.020条）。                |
| 市への報告     | 犬猫を扱うペットショップは、四半期ごとに仕入先である繁殖業者の名称、所在地、仕入頭数等を市に報告しなければならない（第7.42.060条）。   |
| 購入者への情報開示 | ペットショップは、犬猫を購入しようとする者の求めに応じて、条例等により報告が求められている動物に関する全ての情報を提供しなければならない（第7.42.060条(C)）。   |
| マイクロチップ   | 犬猫を扱うペットショップ、繁殖業者は、販売に供する犬猫の全てにマイクロチップが確実に装着されるよう取り計らわなければならない（第7.42.050条(B)(C)(D)）。   |
| 市の査察等     | 市は、ペットショップ、繁殖業者に対し、条例違反に関する出頭命令（citation）又は警告（notice）を発し、またその運営や犬猫の売買に関する査察（inspection）、調査（investigation）及び監査（audit）を実施する権限を有する（第6.98.030条(B)、第7.42.080条）。 |
| 制裁金       | 条例違反については、その内容に応じて150～1,000ドルの制裁金が科せられる（第7.44.110条）。   |

（出典）“An ordinance pertaining to the sale of dogs and cats by pet shops; amending LVMC Titles 6 and 7 to update the licensing and animal control permit provisions governing pet shops and associated businesses by establishing additional requirements pertaining to the sale of dogs and cats, including updated fee requirements; and providing for other related matters,” Bill No.2018-15 (Ordinance No.6623 adopted on June 20, 2018). LASVEGASNEVADA.GOV Website <[http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published\\_meetings&fileid=15548902](http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published_meetings&fileid=15548902)>

<sup>24</sup> “An ordinance to prohibit pet shops from selling or disposing of dogs, cats or potbellied pigs other than those obtained from an animal care facility or nonprofit animal rescue organization, and to provide for other related matters,” Bill No.2015-98 (Ordinance No.6491 adopted on January 6, 2016). LASVEGASNEVADA.GOV Website <[http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published\\_meetings&fileid=11094142](http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published_meetings&fileid=11094142)>

<sup>25</sup> “An ordinance to repeal LVMC 7.40.315, which prohibits pet shops from selling or disposing of dogs, cats or potbellied pigs other than those obtained from an animal care facility or nonprofit animal rescue organization, and to provide for other related matters,” Bill No.2017-40 (Ordinance No.6603 adopted on November 15, 2017). *ibid.* <[http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published\\_meetings&fileid=14890791](http://www5.lasvegasnevada.gov/sirepub/view.aspx?cabinet=published_meetings&fileid=14890791)>

## II イギリスにおける犬猫の販売に関する規制

### 1 ペット販売規制の現状と問題点

イギリスでは、ペットショップは、「1951年ペット動物法」<sup>26</sup>に基づく許可を得る必要がある。また、ペットを路上、公共の場、露店等で販売することや、16歳以下の子どもに販売することは禁じられている<sup>27</sup>。

犬の繁殖業者（小規模な繁殖業者を除く。）は、「1999年犬の繁殖及び販売（福祉）法」等<sup>28</sup>に基づく許可（license）を得る必要がある。犬の繁殖業者が、生後8週間に満たない犬を販売することは違法とされているが、許可を受けたペットショップ等<sup>29</sup>に対して販売する場合は除外される<sup>30</sup>。また、幼齢の猫を販売することも禁じられていない。つまり、従来の規制において、許可を受けたペットショップや繁殖業者が子犬や子猫を販売することは合法である<sup>31</sup>。

近年、イギリスでは、許可制度に関する様々な課題が指摘されている。例えば、許可を要しない小規模な繁殖業者が劣悪な環境で犬の繁殖を行っている、オンライン販売など新しい販売形態に規制が対応していない、といった懸念がある<sup>32</sup>。他方、ペットショップや犬の繁殖業者の許可制度は、許可主体である各自治体の裁量によるところが大きく、許可条件に一貫性がないことが問題視されている<sup>33</sup>。また、許可に係る審査は、審査対象となる業者における動物福祉の水準に関係なく毎年行うことが義務付けられ、許可の更新料にも差がないため、こうした制度が、自治体や動物福祉の水準が高い業者にとって重荷になっているという<sup>34</sup>。

### 2 イングランドにおける許可制度の改正

こうした状況を受け、近年のペット販売をめぐる状況に適応した許可制度を構築するため、2018年4月、「2018年動物福祉（動物に関する活動の許可）（イングランド）規則」<sup>35</sup>が制定された。同年10月1日から施行される。なお、同規則の適用はイングランドに限られる。

同規則は、許可制度に実績評価（earned recognition）の仕組みを導入した。自治体はペットショップや犬の繁殖業者の実績に応じて、異なる期間（1年間、2年間又は3年間）の許可を与えることができる<sup>36</sup>。動物福祉の水準が高い業者に長期間の許可を与えることで、更新料の負

<sup>26</sup> Pet Animals Act 1951. イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。

<sup>27</sup> Pet Animals Act 1951, s. 2; Animal Welfare Act 2006, s. 11. これらの制度には、衝動買いや、飼育に適さない者が購入することを防止する意味合いが含まれるという。尾崎裕子「海外では展示販売を禁止の国も 遅れる日本のペット関連法制」『エコノミスト』86(26), 2008.4.29/5.6, p.96.

<sup>28</sup> Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999, Breeding of Dogs Act 1991 and Breeding of Dogs Act 1973. イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用される。

<sup>29</sup> 許可を受けたペットショップ又は許可を受けたスコットランドの繁殖業者。

<sup>30</sup> Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999, s. 8(1)(c) and s. 8(2)(c).

<sup>31</sup> ただし、ウェールズでは2014年に、許可を受けた犬の繁殖業者は、生後8週間まで子犬を所有し続けなければならないとされた。The Animal Welfare (Breeding of Dogs) (Wales) Regulations 2014, Schedule 1, Condition 5.

<sup>32</sup> “Explanatory Memorandum to the Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018,” paragraph 7.4. legislation.gov.uk Website <[https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/486/pdfs/ukxiem\\_20180486\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/486/pdfs/ukxiem_20180486_en.pdf)>

<sup>33</sup> “Animal establishments: what might the new licensing legislation look like?” *Veterinary Record*, 180(24), 2017.6.17, p.584.

<sup>34</sup> “Explanatory Memorandum to the Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018,” *op.cit.*(32), paragraph 7.5.

<sup>35</sup> The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018. 対象となる活動は、①ペット販売、②犬猫の預かりサービス、③馬の貸出し、④犬の繁殖及び飼養、⑤展示動物の訓練、の5種類である。

<sup>36</sup> The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018, s. 5.

担を軽減して動物福祉向上の意欲を高めると同時に、自治体の審査負担の軽減も図る<sup>37</sup>。

また、ペットショップや犬の繁殖業者の許可条件については厳格化が図られた（表 3）。ペットショップは生後 8 週間に満たない犬猫等の販売が禁じられ、犬の繁殖業者も生後 8 週間に満たない犬の販売が禁じられた。前述したように、従来、許可を受けたペットショップや犬の繁殖業者が幼齢犬猫を販売することは合法であったが、同規則が施行されると、生後 8 週間に満たない犬猫を販売することができなくなる。

このほか、犬の繁殖業者については、許可を要する業者の範囲が拡大された。従来、年 5 回以上の繁殖を行う業者のみ許可が必要とされていたが、同規則ではこれが年 3 回以上となり<sup>38</sup>、より小規模な繁殖業者にも許可が求められるようになっている。

表 3 イングランドの新規則におけるペットショップ及び犬の繁殖業者の主な許可条件

(2018 年 10 月 1 日施行)

|                      | ペットショップ  | 犬の繁殖業者  |
|----------------------|--|---|
| 生後 8 週間に満たない犬猫等の販売禁止 | 生後 8 週間に満たない子犬、子猫、フェレット又はうさぎの販売を禁じる。   | 生後 8 週間に満たない子犬の販売を禁じる。  |
| 犬の販売方法               | 犬の販売は、当該犬を保有しているペットショップの店舗において、購入者立会いの下で行われなければならない。                             | 子犬（生後 8 週間以上 6 か月未満）を販売する場合、購入者に対して購入前に当該子犬を母犬同伴で展示しなければならない。 |
| ペット販売広告への表示          | 販売広告には、ペットショップの許可番号、当該許可を与えた自治体、当該ペットの写真及び年齢、当該ペットが販売前に住んでいた国及び生まれた国を示さなければならない。 | 販売広告には、犬の繁殖業者の許可番号、当該許可を与えた自治体、当該ペットの写真及び年齢を示さなければならない。       |

(出典) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 を基に筆者作成。

### 3 イングランドにおけるペットショップ規制の強化

#### (1) 第三者販売の禁止に向けた動き

イギリスの環境・食糧・農村地域省 (Department for the Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA) は、ペット販売の規制をさらに強化するため、イングランドにおいて、「第三者販売」(third party sales) と呼ばれる、自らは繁殖せず販売だけを行うペットショップに対する新たな規制を検討しており、2018 年 8 月から意見募集 (consultation) を開始した<sup>39</sup>。これは、第三者販売を行うペットショップでの生後 6 か月に満たない子犬・子猫の販売を禁じるものであり、消費者が子犬や子猫を繁殖業者から直接購入するよう促すことで、悪質な繁殖業者を排除する狙いがある<sup>40</sup>。

#### (2) 第三者販売の禁止をめぐる議論

動物福祉の向上やペットの保護・譲渡活動などに取り組んできた動物保護団体の多くは、こ

<sup>37</sup> “Explanatory Memorandum to the Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018,” *op.cit.*(32), paragraph 7.9.

<sup>38</sup> *ibid.*, paragraphs 7.4 and 7.11.

<sup>39</sup> DEFRA, “A ban on commercial third-party sales of puppies and kittens in England: Consultation,” 2018.7. <[https://consult.defra.gov.uk/animal-health-and-welfare/third-party-sales/supporting\\_documents/ThirdPartybanSummaryCFECondocJuly2018.pdf](https://consult.defra.gov.uk/animal-health-and-welfare/third-party-sales/supporting_documents/ThirdPartybanSummaryCFECondocJuly2018.pdf)>

<sup>40</sup> *ibid.*, p.4.



の規制に賛成している。イギリスを代表する民間動物保護団体である王立動物虐待防止協会 (Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals: RSPCA) は、悪質なペット取引をなくすには第三者販売の禁止と許可制度の厳格化を併せて実施することが肝要であるとしている<sup>41</sup>。

民間動物保護団体の中には慎重な意見もある。有力団体であるドッグズ・トラスト (Dogs Trust) とブルー・クロス (Blue Cross) は、いくつかの課題を解決しないまま第三者販売を禁止しても意味がないと主張している<sup>42</sup>。第一に、自治体の許可や査察の能力は不十分であり、業者に許可条件を確実に順守させる規制当局としての能力の向上を優先すべきであるとしている。第二に、ペットの供給を大きく上回る需要<sup>43</sup>が存在する中、悪質な繁殖業者が動物保護施設 (規制の対象外) を装ってペット販売を行う懸念があるため、動物保護施設に対する規制の導入を求めている。第三に、2012年に導入されたペットの移動に関するルール<sup>44</sup>に抜け穴があり、違法なペット輸入が活発化しているとして、その是正を求めている。

こうした指摘に対しては反論もある。例えば、ペットショップが許可条件を順守したとしても第三者販売を認める限り悪質な繁殖業者はなくなるらない、第三者販売を禁止しないままペットショップ等に対する許可と査察の能力を強化しようとするれば自治体の負担が増えるだけである、といったものである<sup>45</sup>。このように、第三者販売の禁止がどの程度の効果を持つかについては、許可制度の運用とも関連する論点であり、議論の余地が残されている。

## おわりに

紹介してきたように、アメリカ、イギリスにおける犬猫の販売規制は、強化される方向にある。規制の強化によって動物福祉の水準が高まり、動物保護施設の犬猫が消費者の手に渡りやすくなれば、殺処分の抑制も期待できよう。ただし、規制当局による取締りが不十分であれば期待される効果は得られないことから、規制当局が規制の執行能力を十分に有していることがその前提となる。

アメリカにおける小規模事業者を適用除外とする原則 (de minimis rule) や、イギリスの許可制度における実績評価 (earned recognition) は、いずれも規制当局の執行体制の強化と負担軽減の両立を模索する動きと見ることができる。両国の動向は、規制を強化してもそれに見合った取締りが伴わなければ「絵に描いた餅」になりかねず、規制の強化は規制当局の執行能力とのバランスを考慮しながら進める必要があることを示唆している。

<sup>41</sup> “Defra considering ban on third party sales of puppies,” 2018.2.8. RSPCA Website <[https://www.rspca.org.uk/whatwedo/latest/details/-/articleName/2018\\_02\\_08\\_Defra\\_considering\\_ban\\_on\\_third\\_party\\_sales\\_of\\_puppies](https://www.rspca.org.uk/whatwedo/latest/details/-/articleName/2018_02_08_Defra_considering_ban_on_third_party_sales_of_puppies)>

<sup>42</sup> “We want a ban on sales of puppies in pet shops as part of package of measures. Here’s what we want…” 2018.2.7. Dogs Trust Website <<https://www.dogstrust.org.uk/news-events/news/we-want-a-ban-on-sales-of-puppies-in-pet-shops-just-not-now-here-is-why>>; “Our campaign to tackle the irresponsible breeding and sale of pets,” 2018.2.20. Blue Cross Website <<https://www.bluecross.org.uk/our-campaign-tackle-irresponsible-breeding-and-sale-pets>>

<sup>43</sup> イギリス全体での子犬の年間販売頭数が約8万頭であるのに対し、需要は少なくとも70万頭あると推定されている。DEFRA, “A ban on commercial third party sales of puppies and kittens in England: Call for evidence,” 2018.2.8, pp.1, 3. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/680342/3rd-party-sales-pets-cfe-document.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/680342/3rd-party-sales-pets-cfe-document.pdf)>

<sup>44</sup> DEFRA, “New rules mean it will be easier and cheaper to travel abroad with pets,” 2011.6.30. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/new-rules-mean-it-will-be-easier-and-cheaper-to-travel-abroad-with-pets>>

<sup>45</sup> Lucy Pasha-Robinson, “Proposal to ban puppy sales in UK pet shops opposed by two leading dog charities,” *Independent*, 2017.3.6.

付表 アメリカ 25 州における幼齢犬猫の販売規制

| 州        | 規制の対象  | 禁止事項   | 罰金等*   |
|----------|--|--|--|
| アリゾナ     | ペットショップ  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売すること。  | 1,000 ドル以下   |
| カリフォルニア  | (限定なし)<br>ペットショップ  | 生後 8 週間に満たない犬を、販売すること (許可された場合を除く。)<br>生後 8 週間に満たない犬を、所有すること。  | 250 ドル以下<br>1,000 ドル以下                             |
| コロラド     | (限定なし)   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売、譲渡又は引き取ること。   | 1,000 ドル以下   |
| コネチカット   | (限定なし)   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売、引取り、又は譲渡する目的で州内に持ち込む、又は州外に持ち出すこと (母犬猫を伴い、かつ州内で当該犬猫を販売、引取り又は譲渡しない場合を除く。)               | 1,000 ドル以下   |
| フロリダ     | (限定なし)   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売目的で州内に持ち込む、又は州内で販売すること。  | 1,000 ドル以下、又は有期刑 (1 年以下)。                          |
| ジョージア    | (明示なし)   | 生後 8 週間に満たない犬を、販売すること。   | —  |
| イリノイ     | 犬を販売、交換又は引き取る者 (自ら繁殖した犬のみを販売する者を除く。)、犬猫の繁殖業者又は訓練施設 (繁殖用メスが 5 頭以下の場合を除く。) | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売目的でその母犬猫から引き離すこと。  | 500 ドル。2 回目は 1,000 ドル。3 回目は 2,500 ドル。              |
| インディアナ   | 許可を受けた研究施設以外の者   | 生後 8 週間に満たない犬を、販売目的で母犬を伴わずに、州内に持ち込む、又は州外に持ち出すこと。   | 25,000 ドル以下  |
| カンザス     | 許可を受けた個人、個人グループ又は法人  | 生後 8 週間に満たず、又は乳離れしていない犬猫を、販売、交換又は引き取ること。   | —  |
| ルイジアナ    | ペットショップ  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売すること。  | —  |
| メイン      | (限定なし)   | 生後 7 週間に満たない犬猫を、販売、引取り又は提供すること。  | —  |
| メリーランド   | 許可を受けた生物医学施設以外の者   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、母犬猫を伴わずに (人道又は医療上の理由がある場合を除く。)、販売若しくは提供すること、又は販売若しくは提供する目的で州内に持ち込むこと (動物保護施設に提供する場合を除く。) | 500 ドル以下   |
| マサチューセッツ | 商社、ペットショップ、事業者又は法人   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売目的で州内に持ち込むこと。  | 100 ドル以下。2 回目以降は 500 ドル以下若しくは有期刑 (2 年 6 月以下)、又は両方。 |
|          | ペットショップ  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、調達、展示、販売又は提供すること。  | —  |
| ミシガン     | ペットショップ  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、州内に持ち込むこと。生後 8 週間に満たない犬猫を、販売、交換又は譲渡すること。   | 1,000 ドル以下   |
|          | 動物保護施設   | 生後 8 週間に満たない犬猫を、母犬猫を伴わずに、州内に持ち込むこと。  | 1,000 ドル以下   |
|          | 犬の繁殖業者 (生後 4 か月を超える繁殖用雌犬を 16 頭以上所有する者)                                   | 生後 8 週間に満たない犬を、母犬を伴わずに、州内に持ち込むこと。生後 8 週間に満たない犬を、販売、交換又は譲渡すること。   | 1,000 ドル以下   |
| ミネソタ     | 犬猫の繁殖業者 (犬猫を 10 頭以上保有し、子犬猫の合計で年間 6 頭以上を繁殖する者)                            | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売、取引又は提供すること (獣医師が認めた場合を除く。)  | —  |

(続き)

| 州       | 規制の対象   | 禁止事項  | 罰金等*  |
|---------|---|---|---|
| ミズーリ    | (限定なし)  | 生後 8 週間に満たず、又は乳離れしていない犬猫を、商用輸送の目的で輸送業者若しくは仲介業者に引き渡すこと、又は自ら商用輸送すること（登録された研究施設への輸送を除く。）。  | —   |
| ネブラスカ   | 動物保護施設以外の者  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、母犬猫を伴わずに、販売すること。  | 100 ドル以下  |
| ネバダ     | ペットショップ、仲介業者、犬猫販売事業を営む飼養施設又は動物保護施設  | 生後 8 週間に満たない、又は手助けなしに食事ができない、のいずれかに該当する犬猫を、母犬猫から引き離すこと。   | 1,000 ドル以下若しくは有期刑（6 月以下）、又は両方。  |
| ニューヨーク  | 年間 10 頭以上の犬猫を販売する者（繁殖業者であって 25 頭未満の自ら繁殖した犬猫を消費者に直接販売する者、及び動物保護施設を除く。）     | 生後 8 週間に満たない犬猫を、故意に販売すること。  | 100 ドル以上 1,000 ドル以下   |
| オハイオ    | (限定なし)  | 生後 8 週間に満たない犬を、州内で販売すること、又は小売販売の目的で州外に持ち出すこと。   | 150 ドル以下。2 回目以降は 250 ドル以下又は有期刑（30 日以下）。                                 |
| ペンシルベニア | (明示なし)  | 生後 8 週間に満たない犬を、交換、取引、賞品として提供、販売、競売又は譲渡すること（親のない犬であって、獣医師の同意を得て非営利飼育施設に譲渡する、又は非営利飼育施設から譲渡を受ける必要がある場合を除く。）。生後 8 週間に満たない犬を、州内に持ち込むこと（獣医師による健康証明がある場合を除く。）。                                     | —   |
| テキサス    | 犬猫の繁殖業者であって、11 頭以上の繁殖用メスを保有し、かつ年間 20 頭以上の犬猫を販売又は交換する者                     | 生後 8 週間に満たない犬猫を、販売、取引又は提供すること。  | 5,000 ドル以下  |
| ユタ      | (明示なし)  | 生後 8 週間に満たない犬猫を、母犬猫を伴わずに、州内に持ち込むこと。   | 民事：5,000 ドル以下。刑事：1,000 ドル以下又は有期刑（6 月以下）、2 回目以降は 2,500 ドル以下又は有期刑（1 年以下）。 |
| ヴァージニア  | (限定なし)  | 生後 7 週間に満たない犬猫を、母犬猫を伴わずに、販売又は賞品・宣伝品等として提供すること（当該犬猫に健康若しくは安全上の懸念がある場合、又は動物保護施設若しくは獣医師に引渡す場合を除く。）。ただし、犬猫の販売、輸送又は交換を営む者（主に輸送又は飼い主斡旋を行う者を除く。）は、実際の引渡しが生後 7 週間以降になる場合、生後 7 週間に満たない犬猫を販売することができる。 | 500 ドル以下  |
| ウィスコンシン | 動物保護施設、年間 25 頭以上の犬を販売する若しくは販売目的で州内に持ち込む者（繁殖業者を含む。）、又は年間 50 頭以上の犬の競売を運営する者 | 生後 7 週間に満たない犬を、譲渡すること。  | 1,000 ドル以下。2 回目以降は 200 ドル以上 2,000 ドル以下。                                 |

\* 罰金、制裁金又は有期刑であって具体的な金額等が規定されたもの。規定が見当たらない場合は「—」とした。  
 (出典) Rebecca F. Wisch, "Table of State Laws Concerning Minimum Age for Sale of Puppies," 2017. Michigan State University Animal Legal & Historical Center Website <<https://www.animallaw.info/topic/table-state-laws-concerning-minimum-age-sale-puppies>> 及び各州の法令を基に筆者作成。